

検討が不足している内容

(1) 大気環境

事業実施想定区域の周辺は、大気汚染防止法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等に基づき、大気汚染に関し国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することが特に求められる地域であり、さらに、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準を満たしていない地点がなおも存在している。

本配慮書においては、本事業に伴い発生する排ガス中の二酸化窒素を対象として、周辺地域の環境状況を調査した上で、想定される最大着地濃度及びその出現地点を予測している。しかしながら、本事業の事業実施想定区域の周辺の大気環境の現状に鑑み、重大な影響の可能性が懸念される、施設の稼働に伴う排ガス中の浮遊粒子状物質の影響、工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響並びに施設供用時の資材等の搬出入に伴う窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響については、予測されていない。また、排ガス中の二酸化窒素についても、最大着地濃度の予測の前提としている排煙脱硝装置の性能、煙突高さ及び発電所内の各構造物の高さ等については明らかになっておらず、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、排ガス中の浮遊粒子状物質について、計画段階配慮事項として選定すること。その上で、排ガス中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、集塵装置及び排煙脱硝装置の性能、排ガスの拡散予測に必要な関連構造物の高さをできる限り明らかにした上で、適切な煙突高さを設定し、最大着地濃度及びその出現地点を予測すること。

また、工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響について、計画段階配慮事項として選定し、資材等の運搬車両及び建設機械の車両数等をできる限り明らかにした上で、工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴い発生する窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の発生量を予測すること。

さらに、施設供用時の資材等の搬出入に伴う窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響について、計画段階配慮事項として選定し、資材運搬車両数、運搬ルート等をできる限り明らかにした上で、資材等の搬出入に伴い発生する窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の発生量を予測すること。

(2) 騒音及び振動

本配慮書においては、本事業に係る工事の実施、施設の稼働及び資材等の搬出入に伴い発生する騒音及び振動による影響は、最寄りの住居系用途地域までの距離が約 3km であること等を理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、近隣の住居系用途地域における騒音及び振動の現況、事業の実施に伴う騒音及び振動の発生予測、周辺区域の騒音及び振動に係る規制区分や基準値、想定している環境保全対策等については明らかになっておらず、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、本事業に係る工事の実施、施設の稼働及び資材等の搬出入に伴い発生する騒音及び振動による影響について、計画段階配慮事項として選定すること。その上で、事業地近隣の住居系用途地域における現況、工所用資材等の運搬車両数及び建設機械の車両数、施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動、資材等の運搬車両数及び建設機械の車両数をできる限り明らかにし、また、想定している環境保全対策による効果をできる限り明らかにした上で、環境影響を予測すること。

(3) 水環境

事業実施想定区域周辺の海域は、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の指定海域とされており、また、周辺には全窒素及び全りんについて環境基準を満たしていない地点もある。

一方、本配慮書においては、本事業に伴う排水による水環境の影響について、本事業に伴い公共用水域に排出される水は排水処理設備で適正に処理した後に周辺海域に放出することとしており、排水処理設備で適切に処理することを理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、予測の前提としている排水処理設備の性能は明らかになっておらず、海域への影響を想定するために必要な排水口の位置等も明らかになっていないことから、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

また、本事業の事業特性及び事業実施想定区域の周辺の水環境の現状に鑑み、重大な影響の可能性が懸念される、造成等の施工に伴う水の汚れ、富栄養化及び水の濁りに対する影響、建設機械の稼働に伴う水の濁りの影響、施設の存在に伴う周辺海域の流向及び流速に対する影響については、予測されていない。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、水環境に係る影響を計画段階配慮事項として選定し、排水処理施設の性能、排水量及び排水の水質等をできる限り明らかにし、影響を予測すること。

また、工事の実施に伴う建設機械の稼働及び造成等の施工による影響として、水の汚れ、富栄養化及び水の濁りによる影響を計画段階配慮事項として選定し、建設機械の稼働状況、造成等の施工方法を明らかにし、また、工事の実施に伴い設置を予定している一時的な排水処理施設の処理方法及び処理能力、海域への排水量及び含まれる排水の水質等を明らかにすることで、環境影響を予測すること。

さらに、周辺海域の流向及び流速に対する影響について、計画段階配慮事項として選定し、周辺海域の流向及び流速、海域地形等を既存文献等により把握し、周辺海域に設置される送電線等の埋設物の施工予定を明らかにして、環境影響を予測すること。

なお、本配慮書では、復水器の冷却は空気と工業用水を用いて行うこととし、海水による冷却は行わないとしているが、本事業と同等規模の発電設備の実績等を鑑みると、今後、海水を用いた冷却方式を採択する可能性は否定できない。このため、海域に温排水を排出することとする場合には、温排水による水温並びに流向及び流速による影響について、海域への排水量、排出地点等を明らかにして、環境影響を予測すること。

(4) 動植物及び生態系

本配慮書においては、本事業に伴い発生する動植物及び生態系への影響としては、地形の改変を行わないこと、港湾施設の設置を行わないこと等を理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、本事業の事業特性に鑑み、地形の改変を行わないと認めることはできない。また、埋立地である事業実施想定区域は周辺海域より埋立土砂により水深が浅くなっていることから野鳥等の生息が確認されること、事業実施想定区域の南西約 2km には、東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークに登録されている大阪南港野鳥園があり鳥類が数多く飛来する地域であること等から、事業実施想定区域にこれら鳥類が飛来することが想定される。さらに海域への排水による海生生物への影響についても検討がなされていないことから、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、事業の実施に伴う陸域、海域双方の動植物に対する影響及び地域を特徴づける生態系への影響について、計画段階配慮事項として選定し、事業実施想定区域の近傍に生息する重要な種について十分把握した上で、環境影響を予測すること。

(5) 景観

本配慮書においては、本事業に伴う景観への環境影響としては、埋立地であり緑化面積が多くとれることを理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、事業実施想定区域近傍の主要眺望点及び景観資源が明らかになっておらず、また、事業実施想定区域における具体的な緑地計画も明らかになっていないことから、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、景観に対する影響について計画段階配慮事項として選定し、想定している環境保全対策による効果をできる限り明らかにした上で、環境影響を予測すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

本配慮書においては、本事業に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に関する環境影響としては、事業実施想定区域が埋立地であり、自然との触れ合いの場は存在しないことを理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、事業実施想定区域の将来の活用方法又は資材等の搬出入に係る運搬車両数等が明らかになっておらず、また、事業実施想定区域近傍における現在の人と自然との触れ合いの活動の場について明らかになっていないことから、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に関する環境影響について、計画段階配慮事項として選定し、現在及び将来の事業実施想定区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場について調査を行うとともに、工事中及び供用中の資材等の搬出入に係る運搬車両数及び運搬ルート、環境保全対策による効果をできる限り明らかにした上で、環境影響を予測すること。

(7) 廃棄物等

本配慮書においては、本事業に伴う廃棄物等による環境影響としては、施設の稼働による廃棄物量が少ないことを理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、大規模な火力発電所の建設及び運用により生ずる廃棄物等の量は膨大であり、事業実施に必要な資源等の輸送に追加的な施設も必要であると考えられるが、これらに対応するための方策が明らかになっていないことから、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。

このため、本事業の事業特性に鑑み、本事業の実施に伴い発生する廃棄物等について、計画段階配慮事項として選定し、発生する廃棄物の種類及び発生量等を明らかにした上で、事業の実施に伴う環境影響を検討すること。また、工事の実施に伴う廃棄物及び残土について計画段階配慮事項として選定し、発生する廃棄物の種類及び発生量、残土の発生量並びにそれらの処理方法をできる限り明らかにした上で、環境影響を予測すること。

(8) 温室効果ガス

本配慮書においては、本事業に伴う温室効果ガスによる環境影響としては、天然ガスを燃料種としたコンバインドサイクル発電形式を採用することを理由として、計画段階配慮事項として選定していない。しかしながら、最大1,000万kWの発電により発生する温室効果ガス量は膨大であることに加え、想定している発電設備の発電効率、稼働率及び二酸化炭素排出原単位等の基本的な情報が明らかになっておらず、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。また、環境影響評価における二酸化炭素の取扱いについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級とりまとめ」という）に適合していることについて審査を行うこととなっているが、これらについての情報も明らかになっておらず、重大な環境影響を生じないと判断するには情報が不足している。また、本事業の事業特性に鑑み、工事の実施及び供用時の資材等の搬出入、建設機械の稼働による影響も生ずることが

想定される。

このため、本事業の事業特性及び地域特性に鑑み、事業の実施に伴い発生する温室効果ガスについて、計画段階配慮事項として選定した上で、本事業で採用する発電設備の性能や緒元等をできる限り明らかにし、本事業により生ずる温室効果ガスの年間排出量等を予測すること。また、事業者の取組が、局長級取りまとめを満たすものであることを明らかにするため、採用する発電設備が利用可能な最良の技術に該当すること、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っていること等についてできる限り明らかにすること。

また、工事の実施及び供用時の資材等の搬出入、建設機械の稼働により発生する温室効果ガスについて、計画段階配慮事項として選定し、工事用資材の運搬車両数、使用する建設機械数、天然ガス輸送の輸送船数の航行頻度等をできる限り明らかにし、想定している環境保全対策による効果をできる限り明らかにした上で、環境影響を予測すること。